

～ 農地の雑草 困っていませんか？ ～

# 藤枝市 草刈りマッチング事業

「面積が広く手が回らない」「遠方で現地までいけない」など農地の草刈り作業ができない人と、草刈り作業の実施が可能な人を登録して、お互いの意向を相互にマッチングします。

## 特徴

- 草刈りを委託できるのは、藤枝市内の農地（田・畑）です。
- 草刈りを受託できるのは、藤枝市内に住所・事業所がある人です。（刈払機安全衛生教育を受けてください。）
- 登録後、情報を農業委員会事務局・市ホームページで公開します。（個人情報 MATCHING 後、委託者・受託者にお伝えします。）
- MATCHING がご希望に添えない場合もあります。
- 作業料金は、委託者と受託者で決めていただきます。（参考となる作業単価表をお示しします。）



＜問い合わせ先＞

藤枝市 農業委員会事務局

〒426-0026 藤枝市岡出山二丁目 15 番 25 号

TEL:054-643-3269 FAX:054-631-9081

E-mail [noi@city.fujieda.lg.jp](mailto:noi@city.fujieda.lg.jp)